

【青少年国際交流キャンプ】参加者募集

日本人と在日外国人の子どもたちが富士山のふもとに集合！

みんな一緒に楽しいキャンプ、富士登山など楽しい仲間とチャレンジ！

期間

7月30日(水)～

8月3日(日)

4泊5日

場所

山梨県山中湖村営山中湖

キャンプ場

定員

日本人140名 外国人40名

小学4年生～中学3年生

内容

富士登山、ワイドゲーム、レクリエーション、テント設営、野外炊飯、アンダースタースリーピングなど

わが家の ★アイドル★



藤井敬大さん(字宮津)の
な な
長女 **菜 奈** ちゃん (8ヶ月)

～両親からのメッセージ～
優しい子になってね♡

締切 7月4日(金)
費用 4万6千円

《お問い合わせ・資料請求先》

文部科学省所管

(財)国際青少年研修協会

電話

03-33359184

メール info@ksk.or.jp

〒160-0004

東京都新宿区四谷2-11

大村ビル3階

担当 高田、藤岡

《ホームページ》

<http://www.ksk.or.jp>



悩んでいませんか？ 平成20年度精神保健相談

次のとおり精神保健相談を開催します。相談は無料です。相談を希望される場合は、事前予約が必要です(相談日の前の週の金曜日午前中まで)。保健師等による面接あるいは電話による相談は随時応じます。お気軽にご相談下さい。

◎精神保健相談(対人関係・アルコール問題・不登校問題・ストレス・認知症等こころの健康問題)

相談日：6月25日(水) 午後2時から

※問い合わせ先：檜山保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課
(代表電話：0139-52-1053)

福祉のまちづくり

北海道では、平成20年度も「北海道福祉のまちづくりコンクール」、「福祉環境アドバイザー派遣事業」、「北海道福祉のまちづくり資金貸付制度」を実施し、募集します。

■北海道福祉のまちづくりコンクール■

応募対象

バリアフリー化された建物や障がい者・高齢者を支援する活動等を大募集！自薦・他薦は問いません。

- 公共的施設部門…飲食店、スーパー、ホテル、病院、図書館、学校などの公共的施設で平成18年4月1日～平成20年6月20日までに完成したもの
- 活動部門…障がい者、高齢者の自立・社会参加を支援する活動
- 福祉用具部門…障がい者や高齢者等の自立援助や介助者の負担軽減を図るための用具

募集期間

平成20年5月1日(木)～6月20日(金)

募集方法

所定の応募用紙に必要事項を記載し、写真、図面などを添付のうえ、郵送又は持参してください。

■福祉環境アドバイザー派遣事業■

建物のバリアフリー整備や人材の養成などのまちづくり、福祉に対する関心を高める授業の専門家を派遣します。

- 建築物の整備、福祉を担う人材の養成、福祉に関する教育の推進等に係る相談等に対して、アドバイザーを派遣し、専門的な指導・助言等を行います。
- アドバイザーの派遣に係る費用は、北海道が負担します。

■北海道福祉のまちづくり資金貸付制度■

建物のバリアフリー整備に低利で融資します！

- 公共的な施設を新築・増改築する民間事業者の方に低利で融資します。
- 北海道のまちづくり条例の整備基準に適合するよう出入口の段差解消や自動ドア、エレベーター、車いす使用者用トイレなどの整備を行うことが必要です。
- 融資金額は、1億円以内

【お問い合わせ先及び応募先】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部福祉局福祉援護課福祉基盤グループ

TEL 011-231-4111 (内線25-617)

FAX 011-232-4070

E-mail ofuku.chihuku2@pref.hokkaido.lg.jp

外国人労働者問題啓発月間

不正就労の防止を！

近年、我が国に入学、在留

する外国人は増加傾向にあり、我が国に与える影響が大きくなっていることから、政府では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、啓発活動に取り組んでいます。

平成19年10月1日から施行された改正雇用対策法では、外国人を雇用するすべての事業主に対し、ハローワークへの届出が義務づけられると

もに、外国人労働者の雇用管理の改善等に努めることとされております。

事業主の方々をはじめ国民の皆さまには、外国人労働者の適正な就労の促進と不法労働の防止について、ご理解とご協力をお願いします。

ご不明な点につきましては、
北海道労働局職業安定部職業対策課 (☎011-709-2311 内線3683) 又はハローワークにお問い合わせください。

～有給休暇で北海道をもっと元気に！～

昨年度に引き続き、今年も年次有給休暇取得促進月間が実施されます。

北海道は、労働時間が全国平均よりも長く、年次有給休暇の取得率も全国に比べ低いとされ、取得を促進することは、労働者の健康確保につながるだけでなく、土気の向上も図られ企業にとってもメリットがあります。



北海道の新緑の季節であり、気候も穏やかで心地よいこの時期に有給休暇の取得を広く呼びかけ、働く人々が、心身共に充実した状態で、意欲と能力を十分に発揮できるよう、6月を年次有給休暇取得促進月間とし、各事業場におかれましては、趣旨をご理解の上、是非この機会に取り組みをお願いいたします。

なお、この趣旨等、詳しいことについては、下記へお問い合わせください。

●北海道労働局 ☎011-709-2311